

組合員の皆様へ

春風が心地よく感じられる季節となりました。組合員の皆さまにおかれましては、日頃より組合活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。新年度を迎え、私たちの活動も新たな一步を踏み出す時期となりました。今年度も組合員の皆さまの声を大切にしながら取り組んでまいります。引き続き、皆さまのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

実施状況報告書について

2024 年度（報告対象期間 2024.04.01～2025.03.31）の「実施状況報告書」

（省令様式第 10 号）の締切が近づいてまいりました。4 月 21 日現在、未提出の企業様には弊組合で把握しているデータを入力した報告書をメールもしくは郵送にて送付しております。お忙しいところ恐縮ではございますが、報告事項をご記入の上速やかにご返送下さいますようお願い申し上げます。

報告事項は以下の通りです。

1. 技能検定受検状況
2. 実施体制
3. 労働条件

- ・ 実労働日数
- ・ 所定内実労働時間数
- ・ 超過実労働時間数
- ・ きまって支給する給与額（超過労働給与額を含む）
- ・ 賞与、期末手当等特別給与額
- ・ 控除額（食費、住居費、税・社会保険料、その他）
- ・ 昇給率

2025 年 4 月末までに必ず組合までご提出お願い申し上げます

緊急連絡先

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】 ※ 070-1229-0925(日水) ※ 070-3667-8667 (杉戸) ※ 090-7019-4221(尾崎)
 ※ 080-3088-1839 (高橋) ※ 080-9677-1678 (モクタン)

育成就労制度の2027年6月施行が閣議決定されました

2025年3月11日、政府は「育成就労制度」と「特定技能制度」の基本方針を閣議決定しました。これは、現行の技能実習制度を廃止し2027年6月までに新制度へ移行するための重要なステップです。

1. 育成就労制度の概要

育成就労制度は、日本の人手不足が深刻な特定産業分野において、外国人労働者を育成し、特定技能1号水準の技能を有する人材を確保することを目的としています。これにより、従来の技能実習制度の問題点を解消し、より実効性のある人材育成と労働力確保を図ります。

2. 主なポイント

- **目的の明確化**：技能実習制度が掲げていた「国際貢献」から、「人材育成と労働力確保」へと目的が転換されました。
- **在留資格の新設**：新たに「育成就労」という在留資格が創設され、原則3年間の育成期間を経て、特定技能1号への移行が可能となります。
- **転籍の柔軟化**：やむを得ない事情がある場合や、同一業務区分内で一定の要件を満たす場合に限り、転籍が認められます。
- **監理体制の強化**：監理団体に代わる「監理支援機関」が設立され、外部監査人の設置が許可要件となります。また、外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」が設立され、転籍支援や相談援助業務を担います。

この新制度は、外国人労働者の人権保護と適正な雇用環境の整備を重視しつつ、日本の労働市場のニーズに応えることを目指しています。詳細な運用方針は、今後の有識者会議や関係省庁の検討を経て2025年中に策定される予定です。

詳細な情報や最新の動向については、出入国在留管理庁の公式サイトをご参照ください。

育成就労制度の概要ページ：

https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html

育成就労制度・特定技能制度 Q&A：

https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html

上記サイトでは、制度の目的、在留資格、手続きの流れ、転籍の要件、監理支援機関の役割など詳細な情報が提供されています。

☆ 事務局のメンバーが新しくなりました ☆

名 前 : 日水 栞 (ひみず しおり)

担 当 : 認定書類全般・一般事務

名 前 : 遠矢 美紀 (とおや みき)

担 当 : 試験・保険・組合報